

SMILE

☆ 今月も笑顔（スマイル）でスタート！～



4月号 Vol.28

今月の SMILE

中国富裕層が今、最も恐がっていること？

まいど おおきに！

中国富裕層が今、もっとも怖がっていることは何でしょうか？それはCRSだと思えます。

ではCRSとは何でしょうか？すでにCRSをご存じの方もいると思いますが、CRSとは、外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、OECDにおいて、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準のことで、正式名は「共通報告基準(CRS:Common Reporting Standard)」です。この基準に基づき、加盟各国(中国も当然、加盟しています。注目すべきことは、ヴァージン諸島、ケイマン諸島、セーシェルといったいわゆるタックスヘイブンの国も含まれていることです)の税務当局は、自国に所在する金融機関等から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局に対しその情報を提供するルールです。

中国では、2017年9月1日からこのルールを執行します。

中国の人にあてはめると、次のような人たちは、頭を抱えることになると思います。

- 1) その他の国の永久居留権を有する中国籍公民で、移住国においてすべての資産を申告していない人
- 2) 金融資産を中国国外に保有する中国に居住する中国籍公民
- 3) 海外にペーパーカンパニーを持ち投資管理会社に委託している中国籍公民
- 4) 海外に預金口座を保有する中国人公務員、駐在員経験のある中国籍公民
- 5) 海外で多額の生命保険に加入した中国国籍公民
- 6) 海外で家族のための信託を設けた中国国籍公民
- 7) 海外に国際貿易の行う会社を設立した中国国籍公民

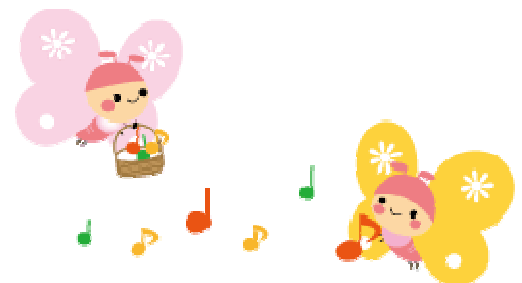
ということで、中国の富裕層は、上記のいずれか(又は複数)の方法で、資産を保有していると思われるので、対策が迫られているでしょう。

尚、このCRSは、当然日本も加盟しているので、中国の税務局は、あなた(日本非居住者であれば)の日本の金融機関の情報を日本の国税庁を経由して入手することができることになります。

税の話では、なかなかスマイルにはなりませんね。

明日から清明節の3連休です。良い連休をお過ごしください！

それでは、今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！

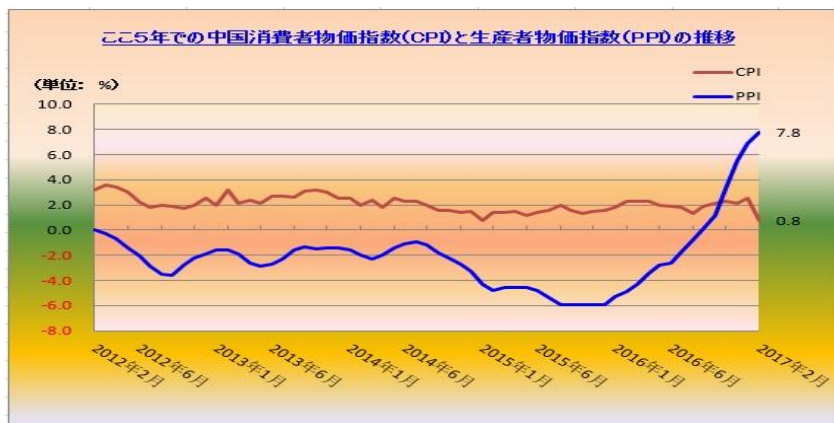


中国経済情報

マクロ経済情報

2月、消費者物価0.8%上昇、卸売物価指数は8年半ぶり高水準

国家統計局が3月9日発表した2月の消費者物価指数(CPI)は、前年同月比0.8%上昇にとどまった。1月は2.5%上昇。個人消費が旺盛になる春節(旧正月)の時期により毎年ずれる要因が大きく、食料品が値下がりした。一方、企業需要を反映する卸売物価指数(PPI)は7.8%上昇。2008年9月以来8年5カ月ぶりの高い伸びとなった。エネルギー価格上昇に加え、過剰生産能力の削減と景気持ち直しによる需要増が重なり、石油・天然ガス、石炭、鉄鋼が大幅に値上がりした。



中国貿易収支、2月は1兆円の赤字 資源価格上昇で

税関総署が3月8日発表した2月の貿易統計によると、ドル建ての輸出から輸入を差し引いた貿易収支は91.5億ドル(約1兆400億円)の赤字だった。赤字は3年ぶり。輸出が低迷する一方、原油や石炭など資源価格の上昇で輸入が膨らんだ。ただ、2月は春節(旧正月)の大型連休の影響で中国の統計は振れやすく、単月で貿易の先行きを判断するのは難しい。

輸出は前年同月比1.3%減の1,200億ドル。2カ月ぶりに前年水準を下回った。米国、欧州、日本と主要輸出先が前年割れ。携帯電話や集積回路は好調だが、衣類など軽工業が減った。

輸入は、前年同月比38.1%増の1,292億ドルと大幅に増えた。増加幅は12年2月以来5年ぶりの大きさ。主要な輸入品の原油が同69.4%増と急増し、石炭も膨らんだ。輸入量は横ばいだが単価が上昇した。公共投資で中国景気が堅調なことも輸入を押し上げた。

人事労務情報

ポイント基準について～「新」就労許可制度について その3

前々月号及び前月号から引き続き、新就労許可制度を取り上げています。新就労許可制度では、中国で就労をしたい外国人に対して、資質に応じて、A類、B類、C類に分類されて、各分類毎によって就労の許可不許可が判断されます。ではこの分類判定とは、どういうものかということ、それがいわゆる非ポイント基準とポイント基準です。前月号では非ポイント基準を説明しましたので、今月号はポイント基準を取り上げます。ポイント基準は、以下の8つの基準からポイントを合計して、合計額からA類、B類、C類のどこに該当するかを判断します。(以下、()内の数字がポイント数です)

- 1) 年齢基準: 18～25歳(10)、26～45歳(15)、46～55歳(10)、56～60歳(5)、60歳以上(0)
- 2) 学歴基準: 博士号(20)、修士(15)、学士(10)
- 3) 年収基準: 45万元以上(20)、35～45万元(17)、25～35万元(14)、15～25万元(11)、7～15万元(8)、5～7万元(5)、5万元未満(0)
- 4) 加算規準: 世界ランク100位内の有名大卒(5)、世界500強企業での就業経験(5)
- 5) 職務年数基準: 2年未満(0)、満2年(5)、以降1年増加毎に1ポイント最大で(15)
- 6) 年度の上海滞在期間基準: 9ヶ月以上(15)、6～9ヶ月(10)、3～6ヶ月(5)、3か月未満(0)
- 7) 中国語HSK: 5級以上(10)、4級(8)、3級(6)、2級(4)、1級(2)
- 8) 奨励規準: 地方経済の発展に特に必要な人材(0)～(10)

最後に、現在の上海の状況ですが、弊社のお客様の、就業証の更新について、特に大きな支障がなく更新できたというご連絡をいただいております。しかしながら、60歳を超える方に対して、これから就業証の更新が認められるかが気になるところです。



輸入増値税控除管理の強化について

国家税務総局は、2017年2月13日付で『税関輸入増値税控除管理の強化に関する公告』(国家税務総局公告2017年第3号)を公表し、同日から施行しました。

輸入取引に係る増値税の控除は、貨物を輸入する際に取得する「税関輸入増値税専用納付書」(以下「税関納付書」という)を税務機関で事前認証手続きを行うことにより、仕入税額控除対象になります。ところが、ここ数年、「税関納付書」の偽造、不正取得などにより控除税額を詐取した事件が多発しています。そこで「税関納付書」を利用して、控除税額を騙し取るという犯罪行為を防止するために、「税関納付書」の照合審査、及び仕入税額控除の管理を全面的に強化することになりました。関連事項の通知内容は、以下の通りです。

1. 増値税一般納税人が貨物を輸入する際には、企業名称を正確に記入し、「税関納付書」に記載される企業名称と税務登記上の企業名称を一致させなければならない。
2. 税務機関は、貨物輸入における増値税仕入税額控除対象となる「税関納付書」の情報と税関が収集している納税情報を照合し、その結果、両者が一致する場合には、「税関納付書」に明記されている増値税額は仕入税額として、売上税額から控除することができることとする。その照合結果が一致していない場合は、仕入税額控除は認められず、「税関納付書」にての情報と納税人実際輸入業務情報が一致していることが確認された後に、「税関納付書」に明記されている増値税額は仕入税額として控除できる。

今回の公告によって、税務機関は、「税関納付書」の照合システムを全面的にレベルアップしたことになります。「税関納付書」に記載された内容の正確性が、より厳しく求められてきています。なお、照合結果が不一致となった場合には、当該結果が生じた日から180日以内に、「税関納付書」の原本を所轄税務機関に持参し、データの修正又は再審査を申請することが可能です。但し、期限を過ぎた場合には、当該仕入税額の控除ができなくなるので、十分にご留意ください。

法務情報

中国入国時の指紋採取について

中国公安部から、外国人の中国入国時において指紋採取が行われることが発表されました。2月10日から深セン空港において試験的に開始され、その後順次拡大されるとのことです(上海市での開始時期は現時点未定)。

2017年2月9日付で 在上海日本国総領事館からのお知らせによれば、

1. 2月9日、中国公安部から、中国に入国する外国人に対し、入国する港(空港等)において、指紋採取を行うことが発表されました。
2. この措置は、中国に入国する満14歳から満70歳までの外国人が対象となり、2月10日から深セン空港等で試験的に開始され、その後順次拡大されるとのことです。なお、上海市における同措置の開始時期は現時点で未定であり、少なくとも10日から開始することはないとのこと。
3. 中国に入国される日本人の方は、今後、この措置が開始された空港等においては、中国での入国審査の際に指紋採取が求められることとなります。

となっています。

【ご参考】

中国公安部発表(2017年2月9日、在中国日本大使館仮訳)

出入国管理を強化するため、『中華人民共和国出境入境管理法』の関連規定に基づき、国务院の承認を経て、公安部は、入国する外国人に対する指紋等の生体情報を採取することを決定した。公安部の公告に基づき、2017年、中国の边防機関(当館注:出入国管理機関のうち国境管理を行う機関)は、全国の対外開放港及び空港において、中国に入国する満14歳以上(14歳を含む)満70歳以下(70歳を含む)の入国外国人の指紋を採取することとする。(中略)2月10日から深セン空港等の港で試験的に開始し、その後順次拡大して実施する。出入国人員の生体情報の採取は、出入国管理の重要な措置であり、国際的にも多くの国がこの措置を既に実施している。中国の边防検査機関は、入国港における審査効率の向上、出入国秩序の維持、出入国管理のサービスの不断の向上をはかっていく。

残業は減らない？

経済産業省肝入りの「プレミアム・フライデー」が、2月24日(金)から実施されました。皆様は15時に退社されたでしょうか？

アベノミクスの成長戦略で一つの柱を担う「女性の活躍推進」。女性の就業率の上昇や、リーダーへの登用を促す一方で、「電通事件」を契機とした、長時間労働の是正の動きが活発になっています。政府の働き方改革実現会議によると、残業時間の上限を「年間720時間 月平均で60時間」をベースに議論が進められています。

働き方改革の機運が高まっているものの、思うように残業が減らないというのが企業の実態でしょう。バブル崩壊後も、長時間労働は減っていないようです。「ノー残業デー」、「フレックス制」、「裁量労働制」など、様々な対策が実施されてきましたが、本質的な解決策とはなっていません。



経営者のほとんどは、残業削減のメカニズムを下記のように捉えているのではないのでしょうか。

◇**残業削除＝仕事の絶対量の減少×効率向上**

本質としては、日本人は家に帰りたい気持ちが低いことが、要因の一つと考えられます。そのため、本質をとらえた残業削減の公式は下記のようなのでしょうか。

◇**残業削減＝仕事の絶対量の減少×効率向上×社員の家に持ち帰りたい気持ち**

家に帰りたい理由は、以下のように推察できます。

- 1) 残業すれば出世できると思われているから
- 2) 家に帰ってもろくなことがないから

多くの日本人男性にとって残業は免罪符であり、家事を免れる環境をつくりだしているのでしょう。

こうしたなか、残業難民ビジネスが活気づいています。ファストフードなど外食チェーンの店舗内で、夕方から酒つまみを販売する「ちよい飲み」サービスが広がっています。吉野家、ケンタッキー・フライド・チキン、スターバックスジャパンなどで実施されており、拡大傾向にあるようです。

下着メーカーのトリンプ・インターナショナルでは、残業削減のプロ・前 代表取締役社長の吉越浩一郎氏の手法が効果を上げています。

残業を申告制にし、その申告の手続きを「家に帰る苦痛」よりも大きな負荷にする。

残業を申告制にすることは多くの企業でも実施されていると思いますが、トリンプで特徴的なのは、同じ理由で残業が起きないように再発防止策を提出する必要があるのです。しかも、再考するように社長に突き返されそうです。次第に従業員が面倒に感じ、結果的に残業削減に本気に取り組むようになったそうです。

どうやら残業削減には、今期が試されるようですね。

(情報提供: 日本クレアス税理士法人)





第24：「本社」が“子会社？！”。「子会社」が、“本社？！”。

中国での駐在を長年やっていると、いろんな現象に遭遇するものである。中国にある日系企業は、通常、日本に「本社」があつて、中国では「子会社」として存在している。・・・今さらながらの“当たり前”のことである。

ところが、中国という国に進出した日系企業は、中国と日本との「人口」や「市場」などの、“桁違いの規模の多さ・大きさ”を思い知らされ、その“規模の差”が、「中国子会社」の“桁違いの成長”をもたらすことがある。まさに、「日本本社」の思いも及ばぬ“規模”となる・・・ということである。このような「中国子会社」の“桁違いの成長”は、子会社のさまざまな経営資源（人・モノ・金・技術・・・）が、“桁違い”に充実・増大することであり、いつしか、「子会社が、独自に企業を運営する環境が整ってしまっている」・・・という結果を生むことがあるのである。

つまり、経営環境の変化に対応する（判断・実行）力を得た「中国子会社」は、その経営に関し、「日本本社」に相談する必要性もなくなり、むしろ相談すると、想像を絶する違いが理解できず、“ピントのぼけた回答”が返ってきて、現地の判断を狂わせかねない・・・という例がある。

さらに、この傾向が大きくなると、「中国子会社」が独立するだけでなく、「中国子会社」が「日本本社」に対して、“恩返し”としての様々な経営支援を行っているというケースも誕生し、それは、実質的に「中国子会社」が「本社化」し、「日本本社」が、「子会社化」しているともいえるのである。

また、私の経験からも、中国子会社の経営者に、“いつまでも本社支援は不要！ 自力で経営する！”・・・という「気概や自信」がなければ、海外の厳しい経営環境下で、生き残ることはできない！・・・と思うのである。

いずれにせよ、形式的・法的な存在のみと弱体化してしまった「日本本社」に対し、規模的にも、機能的にも、実質的な経営機能が充実した「中国子会社」に、“本社機能”をもたせる・・・という新しい「経営判断基準」を加えてはいかでしょうか？

お問い合わせは
MYDO まで!!



（お問い合わせ先）

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200030 上海市徐匯区虹橋路1号 港匯中心1座 2807

T E L: +86-21-6407-0228 F A X :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com

URL: <http://shmydo.jp>